

茶の出荷制限解除に向けた検査結果について

本県産の茶については、原子力災害特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第3項に基づく、平成23年6月2日付け原子力災害対策本部長の指示により、県下全域で出荷制限が指示されているところです。

このたび、10月7日から11日にかけて加工した秋冬番茶(荒茶)の放射性物質検査を実施したところ、別紙のとおり、猿島茶を生産するすべての市町において暫定規制値以下となりましたので、お知らせします。

この結果を踏まえ、当該5市町に対する出荷制限指示の解除に向けて、国との協議を行ってまいります。

○茶（荒茶）の検査結果

平成23年10月13日

市町村名	品 目	試料	採取日	結果(Bq/kg)		
				ヨウ素-131	セシウム-134	セシウム-137
古河市	秋冬番茶 (荒茶)	試料1	10/8	検出せず (<20)	53	73
		試料2		検出せず (<10)	77	91
		試料3		検出せず (<8)	65	82
常総市		試料1	10/7	検出せず (<9)	40	48
		試料2		検出せず (<9)	75	81
		試料3		検出せず (<8)	99	120
坂東市		試料1	10/11	検出せず (<9)	41	53
		試料2		検出せず (<9)	51	56
		試料3		検出せず (<6)	60	65
八千代町	試料1	10/7	検出せず (<20)	75	97	
	試料2		検出せず (<10)	47	59	
	試料3		検出せず (<9)	55	48	
境 町	試料1	10/8	検出せず (<9)	45	66	
	試料2		検出せず (<8)	80	94	
	試料3		検出せず (<6)	57	68	

分析場所:茨城県環境放射線監視センター10/8・11

検査機器の種類:Ge ゲルマニウム半導体核種分析機器

※茶の暫定規制値(荒茶) 放射性セシウム 500Bq/kg

※荒茶とは、茶の生葉を製茶工場乾燥、一次加工した茶で、仕上げ加工される前の茶のことをいう。

※国の出荷制限解除の要件

出荷制限を受けた次の茶期以降において、解除しようとする区域内から原則として1市町村あたり3カ所以上の地点において検体を採取し、検査を実施する。

検査の結果、解除しようとする地域内の採取地点全てについて、放射性セシウムの濃度が暫定規制値以下となる場合に、出荷制限を解除する。

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」より。(H23,8,4 原子力災害対策本部)